**平成２２年（フ）第６３号**
福井県敦賀市津内町１丁目８番５号
債務者　吉川　孝司
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
福井地方裁判所敦賀支部

**平成２２年（フ）第６４号**
福井県敦賀市津内町１丁目８番５号
債務者　吉川喜代美
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
福井地方裁判所敦賀支部

**平成２２年（フ）第２００号**
山口県美祢市大嶺町東分1965番地２下領南団地１棟309号
債務者　橘　　美幸
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２２年（フ）第１４３７号**
宮城県岩沼市中央４丁目６番552号
債務者　甲田　　理
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１４９９号**
仙台市青葉区落合１丁目19番５―406号
債務者　石山　　大
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１６０４号**
宮城県宮城郡利府町菅谷字赤萱41番地４
債務者　伊丹真由美
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１６３２号**
仙台市青葉区春日町８番27号　小原方
債務者　高澤　敏子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第４６９号**
石川県白山市長屋町ハ30番地７
債務者　升崎千津子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
金沢地方裁判所

**平成２２年（フ）第２６５号**
滋賀県東近江市八日市清水２丁目１番45号清水団地１―Ｄ号、前住所滋賀県東近江市小脇町1681番地７
債務者　松村　幸子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２２年（フ）第２６６号**
滋賀県近江八幡市江頭町803番地６　サンライトリヴ201号室、前住所滋賀県近江八幡市出町507番地１
債務者　澤田　亜紀（旧姓三﨑）
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２２年（フ）第１８４５号**
京都府向日市物集女町中条９番地　アルカサール向陽207号
債務者　笠井美代子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第４９１０号**
大阪市住吉区我孫子４丁目13番29号
債務者　山田　　学
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６７５６号**
大阪市平野区平野元町10番15―202号
債務者　山岡　庸泰
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６９８５号**
大阪府箕面市桜２丁目７番１号
債務者　大前　麻見（旧氏名東田眞美・奥田眞美・奥田麻見）
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７０７６号**
大阪府豊中市春日町３丁目６番16号
債務者　金城設備工業所こと　金城　清英
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７４２４号**
住民票上の住所大阪市旭区今市１丁目６番32号　ハイツブルーロンド303号
債務者　鳥飼　　武
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７４９９号**
大阪市鶴見区諸口６丁目１番13―501号
債務者　福岡　衣織
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部